

建物を管理されている方へ

消防用設備等の点検及び結果報告について
忘れずに実施・報告をしてください!

義務です!

消防法第17条の3の3で定められています。



消防用設備等点検報告制度とは?

消防用設備等点検報告とは、消火器やスプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防用設備等が、火災の際に正常に作動しないと人命にかかわることから、定期的に点検し管轄する消防署へ報告する制度です。



**見た目だけでは判断しないでください!
思わぬ事故につながる可能性があります。**

「思わぬ事故」とは・・・消火器を例に説明します。

設置してから点検もせず、長年置いたままにすると消火器の各部分が腐食してしまい、この様な状態で、使用したことにより「破裂事故」が発生し、初期消火もできずに負傷者が出ていることが報告されています。

思わぬ事故を防ぐためにも点検及び結果の報告は忘れないでください。



特に水回りや、直射日光の当たる場所に設置されているものは注意が必要です

※裏面もぜひご覧ください。

ここからは点検から報告までの流れを説明します。

①いつ When

6カ月に1回実施する機器点検と1年に1回実施する総合点検があります。

機器点検:外観又は簡易な操作による確認をする点検

総合点検:実際に消防用設備等を作動させ、総合的な機能を確認する点検



②どこで Where

あなたが管理している建物内(敷地)で点検ができます。

③だれが Who

基本的には、消防設備士又は消防設備点検資格者に依頼し、点検を行ってください。

ただし、次の(1)(2)のいずれにも該当しない建物については、法律上資格者以外の者でも点検することができますが、点検時の安全面を考慮し、資格者による点検を推奨しています。

(1) 延べ面積1,000㎡以上の特定用途(店舗・飲食店・旅館などの不特定多数の人が出入りする事業所等)防火対象物

(2) 地下又は3階以上の階に特定用途があり、かつ、屋内階段が1か所のみの建物

※(1)(2)に該当せず、設置している消防用設備等が、消火器・誘導標識・非常警報器具・特定小規模施設用自動火災報知設備の方は「消防用設備等点検アプリ」により報告書として作成までできるようになりました。

④なにを What

あなたが管理している建物に設置されている消防用設備等です。

⑤なぜ Why

有事の際に使用できる状態を維持し、あなたが管理している建物を利用する方の生命・身体・貴重な財産を守るためです。

⑥どのように How

点検の結果を規定の様式に必要事項を記入し、管轄する消防署へ2部提出(1部は消防署で預かり、もう1部は控えとしてお返しします。)し報告してください。

消防用設備等点検アプリのダウンロードはこちら↓

Android 端末

IOS 端末

店舗・飲食店・旅館などの・・・
特定防火対象物は1年に1回報告
工場・倉庫・事務所などの・・・
非特定防火対象物は3年に1回報告

(注意) 消防署では、点検を請け負っていませんが、利根沼田地域に対応している業者一覧をお渡しすることは可能ですので最寄りの消防署へ相談してください。

点検後、不良個所があった際は、早期に改修してください。



発行

利根沼田広域消防本部予防課

沼田市高橋場町2049番地1
電話 0278-22-3137
メール f_yobou@mail.oze.or.jp

利根沼田広域中央消防署	沼田市高橋場町2049番地1	電話0278-24-1734
東消防署	沼田市利根町平川1269番地	電話0278-56-2300
西消防署	みなかみ町羽場59番地4	電話0278-64-0002
北消防署	みなかみ町湯原1681番地1	電話0278-72-4349